

湯河原町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月24日

湯河原町長 内 藤 喜 文

### 湯河原町条例第3号

湯河原町税条例の一部を改正する条例

湯河原町税条例（昭和51年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第37条に次の2項を加える。

- 3 第1項の特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき入湯税に係る同項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、鉱泉浴場の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止しようとする場合には、その休止しようとする日又は廃止しようとする日までに徴収すべき入湯税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 4 町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定は、この条例の施行の日以後に特別徴収義務者が納入すべき入湯税について適用し、同日前に納入した入湯税又は納入すべきであった入湯税については、なお従前の例による。